

一般社団法人日本国際看護学会会計委員会 規程

第 1 条 (名称)

一般社団法人日本国際看護学会は、定款第 42 条ならびに定款施行細則第 4 条にもとづき、理事会のもとに会計委員会（以下、委員会という）を置く。

第 2 条 (目的)

委員会は、本会の円滑な運営活動を行うことを目的とする。

第 3 条 (活動)

委員会は、前条の目的を達成するため、次の活動を行う。

- (1) 会計に関する事項
- (2) その他、理事会または委員会が必要と認めた活動
- (3) 会計については、別に定める細則に従って行う。

第 4 条 (構成)

委員会は、委員長 1 名を含む計 3 名程度で構成する。委員長には理事を充てる。委員の選出にあたっては、委員会担当理事が理事会に候補者を推薦し、承認を得る。委員の任期は原則として 2 年とする。ただし、再任は妨げない。欠員が生じた場合、これを補充しその任期は前任者の残任期間とする。

第 5 条 (会議)

委員長は委員会を招集し、その議長を務めるとともに、委員会事務を統括する。委員会は、委員の過半数以上の出席（委任状による出席を含む）をもって成立し、出席委員の過半数をもって議事を決する。

第 6 条 (会計)

委員会の決算は、毎年理事会に報告し、承認を受ける。

第 7 条 (規程の変更)

本規程の改廃は、理事会における決議を経て代議員会に報告しなければならない。

第 8 条 (その他)

この規程に定めるもののほか、委員会運営に必要な事項は委員長が委員に諮り、理事会の承認を得て定める。

附 則

この規程は、2023 年 4 月 3 日から施行する。